

食安輸発第1218001号
平成18年12月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年12月8日付け食安輸発第1208004号）にて通知したところですが、今般、輸入者の自主検査において、ベトナム産冷凍天然エビからクロラムフェニコールを検出したことから、製品検査の対象食品を「ベトナム産エビ及びその加工品（簡易な加工に限る。）」として検査命令を行うことし、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。